

平成 29 年 12 月 26 日

会 員 各 位

日 本 公 認 会 計 士 協 会
公 会 計 協 議 会 会 長 梶 川 融
副 会 長 山 田 治 彦
常 務 理 事 柴 毅

医療法人への公認会計士監査の導入に当たって

平成 27 年 9 月に成立した「医療法の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 74 号）により、平成 29 年 4 月 2 日以降に開始される会計年度から、一定規模以上の医療法人に公認会計士監査を受けることが義務付けられました。新たな分野での公認会計士又は監査法人による監査の導入を受け、当協会では[会長声明「非営利法人への公認会計士監査の導入に当たって」](#)（平成 28 年 10 月 13 日）を公表し、会員が監査を実施するに当たっての注意喚起を行っています。今般会長声明で言及されている事項について、最近の状況を踏まえ、以下のとおり考えておりますので、お知らせいたします。

<概 要>

1. **社会からの要請**：公認会計士監査を導入した社会からの要請は、監査を通じて計算書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することが第一に求められていますが、結果として医療法人のガバナンスの強化、透明性の向上といった経営力の強化に資することが期待されています。必要な監査時間や報酬を確保し深度ある監査を行うことで社会の期待に応えることが重要です。
2. **会員への支援**：研修や情報提供、実務指針の提供等を通じて、会員の業務が社会の要請に応えることができるよう支援していきます。
3. **自主規制機能の発揮**：監査業務が社会の要請に応えるために十分な内容かどうか、事後的なモニタリングに限らず、必要に応じて機動的に自主規制活動の中で確認していくための対応を図ります。

<1. 社会からの要請>

我が国の医療・介護に係る社会保障関係支出は年々増加しており、平成 28 年度の国の社会保障給付費のうち医療、福祉が占める額は 60 兆円を超えるとする推計もあります。社会保障に関する領域は、少子高齢化が進む我が国において、今後ますます重要な役割を占めてくると考えられます。今般の制度改革は、我が国における持続可能な社会保障の構築の一環としても捉えることができます。

医療法第 40 条の 2 では、「医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければならない。」と規定されています。

従前より、社会医療法人債を発行している社会医療法人は、公認会計士監査を受けることとさ

れていましたが、平成 27 年 9 月の医療法の改正により、医療法人の経営の透明性を高めることを目的として、一定の基準に該当する医療法人については公認会計士又は監査法人による監査を受けることが定められました。今般の医療法改正は、医療法人の適正な運営の確保と経営の透明性を高めるために行われており、公認会計士監査もこの一環として導入されました。

我々公認会計士には、監査を通じて計算書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することが第一に求められていますが、結果として医療法人におけるガバナンスの強化や経営の透明性の向上等の経営力の強化に資することが期待されています。

会員各位におかれましては、公認会計士の役割に対する社会的な期待を改めて自覚し、監査及び会計の専門的知識に加えて、実務を通じて蓄積した知見を十分に活かし、監査をしっかりと実施されるようお願いいたします。

監査の実施に当たっては、適切な監査時間や報酬を確保し、深度ある監査を行うことで、監査の品質を確保することが必要であり、監査対象法人の関係者が、監査時間^{*}も含めた監査に関する事項を理解し、効果的な連携をもたらすような関係を構築するためにも、適宜十分なコミュニケーションを図り、監査対象法人の特性に合わせ、効果的・効率的な監査を行うことに留意いただくようお願いいたします。

< 2. 会員への支援 >

当協会では、これらの法定監査の導入への対応を重要課題とし、会員の業務が社会の要請に応えることができるよう、[公会計協議会の社会保障部会](#)を通じ、公認会計士監査の理解を得るためのリーフレットや公認会計士監査の説明のための資料「[社会福祉法人・医療法人向け解説資料「公認会計士監査（会計監査人の監査）の概要」](#)」を提供しており、他にも研修や当該分野における情報提供、必要に応じて受嘱者向け説明会の開催の検討等を進めております。

また、[非営利法人委員会](#)による実務指針や研究報告等の検討を進めており、非営利法人委員会実務指針第 39 号「[医療法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例](#)」（平成 29 年 3 月 28 日）、同実務指針第 41 号「[地域医療連携推進法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例](#)」（平成 29 年 9 月 25 日）を公表しており、これからも研究報告等の提供を通じ会員を支援していきます。

< 3. 自主規制機能の発揮 >

一方で、会員が提供する監査業務が社会からの要請に十分応えることができているか、自主規制機関として、事後的なモニタリングに限らず必要に応じて自主規制機能の活用を検討も含め、機動的に確認していく方針としています。

このため、必要に応じて受嘱者向けアンケートを実施することや、会員が法定監査を実施した際に提出を義務付けている、監査契約通知書や監査実施報告書について、監査契約通知書の契約後 1 か月以内の報告義務についてより厳格な遵守を求めることや、監査実施報告書において、必要な確認項目をより詳細に記載することを規定する等、必要な対応を図る予定としています。

会員各位が業務を実施するに際しては、その社会的役割を自覚し、自らを律し、かつ、社会の期

待に応え得るよう、職業的専門家としての基準等を遵守し、公正かつ誠実に業務を実施いただくようお願いいたします。

以 上

※ 社会福祉法人・医療法人向け解説資料として「公認会計士監査（会計監査人の監査）の概要【資料1】公認会計士監査とは」では、監査報酬実績として、学校法人の帰属収入別の監査報酬実績を掲載しております。また、監査実施報告書から抽出したデータを元に、会員の監査の充実と監査の品質の向上に活用するために、監査に関与する者の人数、監査時間や監査報酬額の統計資料として毎年度「監査実施状況調査」を公表しておりますので、併せて適宜ご利用ください。